

<報道発表資料>

令和 8 年 5 月 12 日

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

令和 8 年度「自然共生サイト」認定支援対象者の募集

京都市では、ネイチャーポジティブ^{※1}の実現に向けて、「自然共生サイト^{※2}」への認定を促進しています。この度、市域における同サイトへのより一層の認定を目指し、申請に必要な動植物の生息状況の把握や情報の整理等の支援を実施するため、新たに支援対象者の募集を行います。

※1 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

※2 国では、「民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画」を認定しており、認定された活動の実施区域を「自然共生サイト」と呼ぶ。

【背景と目的】

国では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、ネイチャーポジティブの実現に向け、「自然共生サイト」への認定など、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を促進しています。

京都市においても、「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」を策定し、「きょうと生物多様性センター」等を通じた同サイトへの認定促進や市民周知を行うとともに、同プランの進捗管理指標として「自然共生サイトの認定面積・件数」（30 件・1,500ha（令和 12 年度目標））を設定しており、目標の達成に向け、同サイトへの認定を積極的に推進してまいります。<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000282470.html>

【募集概要】

● 支援対象者

京都市内において生物多様性の維持・回復・創出に寄与する活動を行う団体、民間企業又は当該活動実施場所の管理者等

● 支援内容

京都市が委託する事業者により以下の支援を行います。

(1) 「自然共生サイト」申請書作成の実施

「自然共生サイト」の申請に必要な情報を収集・整理し、申請書類の作成を行います。

(2) モニタリング調査の実施

「自然共生サイト」の申請に必要な「活動実施場所における動植物の生息状況」を把握するため、動植物の生息状況に係るモニタリング調査を行います。

なお、モニタリング調査支援は、調査結果を有していない方に限ります。既に調査結果を有している方は、「自然共生サイト」申請書作成支援のみとなります。

- 募集件数
6 件程度
- 募集要件
以下の全てに該当していることとします。
 - (1) 活動の範囲が明確に設定されていること
 - ・敷地境界が図面上、法的上、目視等で明確であること
 - ・法律や条例に基づく保護地域の指定の有無が把握されていること
 - (2) 確実かつ継続的に活動が実施できること
 - ・申請者が土地の所有者等ではない場合、土地の所有者等の同意を得ていること
 - ・実施体制が複数の者から構成される場合、必要な役割分担及び責任の所在が明らかであり、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること
 - ・申請者が法人、団体の場合、解散する予定がないこと
 - (3) 生物多様性の維持・回復・創出のいずれかに寄与する活動を行っていること
 - ・活動の内容が具体的かつ明確であること
 - ・モニタリング調査を概ね 5 年に一度実施できる見込みがあること
 - (4) 令和 9 年度第 2 回認定の申請締切日（令和 9 年 5 月末頃）までに申請^{※3}できる見込みがあること

※3 完成した申請書を令和 9 年 4 月頃にお渡しし、支援対象者において申請

【応募方法】

- 応募期間
令和 8 年 5 月 15 日（金）～令和 8 年 6 月 30 日（火）
なお、応募期間外においても、認定申請に向けた相談等を受け付けます。
- 応募方法
以下ホームページを御確認ください。
<<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000353465.html>>
なお、応募件数が募集件数を超過した場合、本市が選定する有識者の意見を踏まえて支援対象者を決定し、令和 8 年 7 月中を目途に選定結果を通知します。
- 応募後の流れ

令和 8 年						令和 9 年					
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
対象者の決定	申請書作成、モニタリング調査の実施								申請		

<お問合せ先>

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電 話：075-222-3951

電子メール：k-kyosei@city.kyoto.lg.jp

<参考：「自然共生サイト」について>

2030 年までのネイチャーポジティブの実現に向けて、陸と海の 30%以上を健全な生態系として保全する国際目標「30by30」の達成に向け、環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを令和 5 年度から開始しました。

また、ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動を更に促進するため、令和 7 年 4 月から、「自然共生サイト」を法制化した地域生物多様性増進法が施行されました。同法に基づいて、企業や NPO 等が作成・実施する「増進活動実施計画」や、市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」が、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）により認定されます。認定された増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の活動実施区域が、同法に基づく「自然共生サイト」となります。

ネイチャーポジティブの実現に向けては、「自然共生サイト」のような生物多様性が豊かな場所を維持していくことに加えて、生物多様性が損失している場所において生物多様性の回復や創出を図ることも重要です。そのため、同法においては、①既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動（維持タイプ）、②管理放棄地などにおける生物多様性を回復する活動（回復タイプ）、③開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動（創出タイプ）が認定の対象となります。（<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>）